

国民保護について

国民保護法の基本的な構成

<総則>

- ・国、地方公共団体等の責務
- ・国民の協力
- ・配慮事項
 - ・国民に対する正確な情報の提供
 - ・基本的人権の尊重等
 - ・国民の権利利益の迅速な救済
 - ・指定公共機関の自主性の尊重等
- ・国、都道府県及び市町村が行う国民の保護のための措置
- ・国民の保護のための措置の実施体制
- ・国民の保護に関する「基本指針」「計画」「業務計画」
 - ・国の基本指針
 - ・国及び地方公共団体の計画
 - ・指定公共機関及び指定地方公共機関の業務計画
- ・都道府県及び市町村の国民保護協議会
- ・訓練

<避難に関する措置>

- ・対策本部長による警報の発令
- ・対策本部長による避難措置の指示
- ・都道府県知事による住民に対する避難の指示
- ・都道府県の区域を越える住民の避難
- ・市町村等による避難住民の誘導

<救援に関する措置>

- ・対策本部長による救援の指示
- ・都道府県知事による避難住民等の救援の実施
(収容施設の供与、食品の給与、生活必需品の貸与、医療、埋火葬等)
- ・収容施設等の確保、物資の収用等
- ・医療の確保
- ・安否情報の収集等

<武力攻撃災害への対処に関する措置>

- ・武力攻撃災害への対処
- ・生活関連等施設の安全確保
- ・原子力災害への対処、原子炉等による被害の防止
- ・危険物質等による危険の防止、放射性物質等による汚染への対処
- ・市町村長等の応急措置等（物件の除去等、退避の指示、警戒区域の設定等）
- ・消防（広域支援等）
- ・保健衛生の確保（感染症法の特例、墓地、埋葬等に関する法律の特例等）
- ・被災情報の収集等

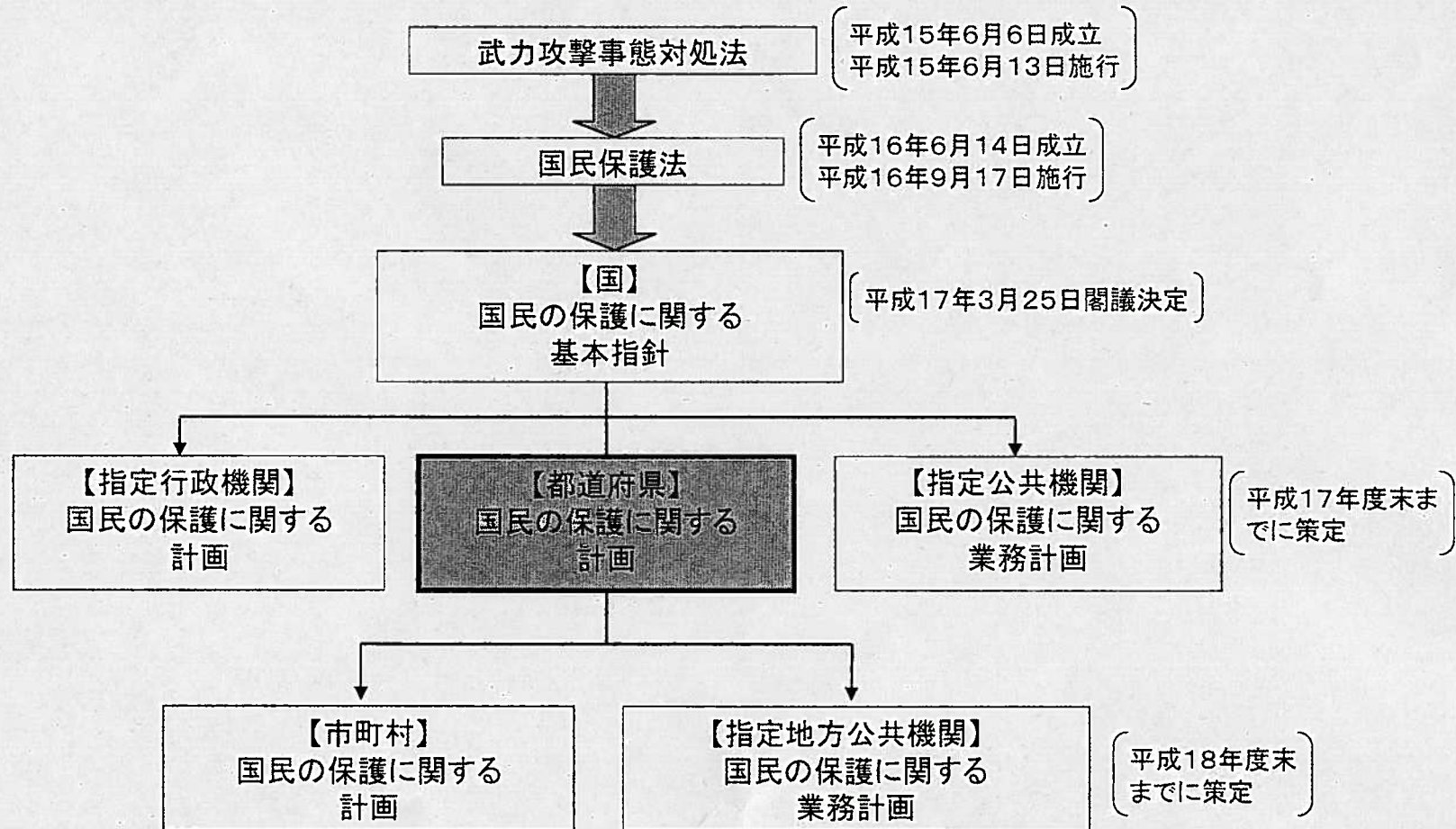
<国民生活の安定に関する措置>

- ・国民生活の安定（生活関連物資等の価格安定等、金銭債務の支払猶予等）
- ・生活基盤の確保（電気・ガス・水の安定的な供給、運送・通信・郵便等の確保等）
- ・施設及び設備の応急の復旧

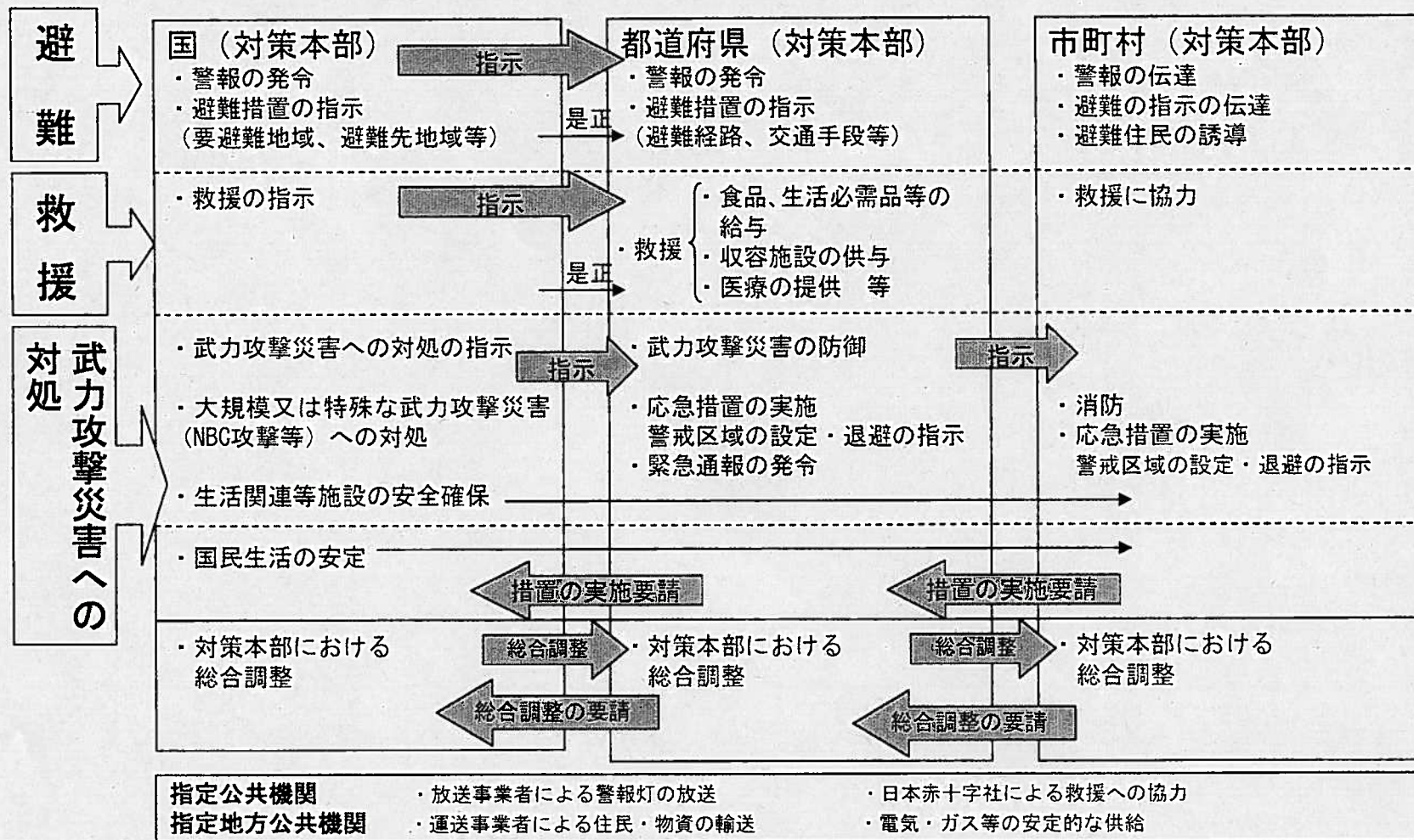
<その他>

- ・復旧、備蓄その他の措置
- ・財政上の措置等（損失補償、損害補償、費用負担等）
- ・緊急処理事態に対処するための措置（責務、国民の協力、基本的人権の尊重等）
- ・雑則、罰則、事態対処法の一部改正、附則

国民保護計画の仕組み

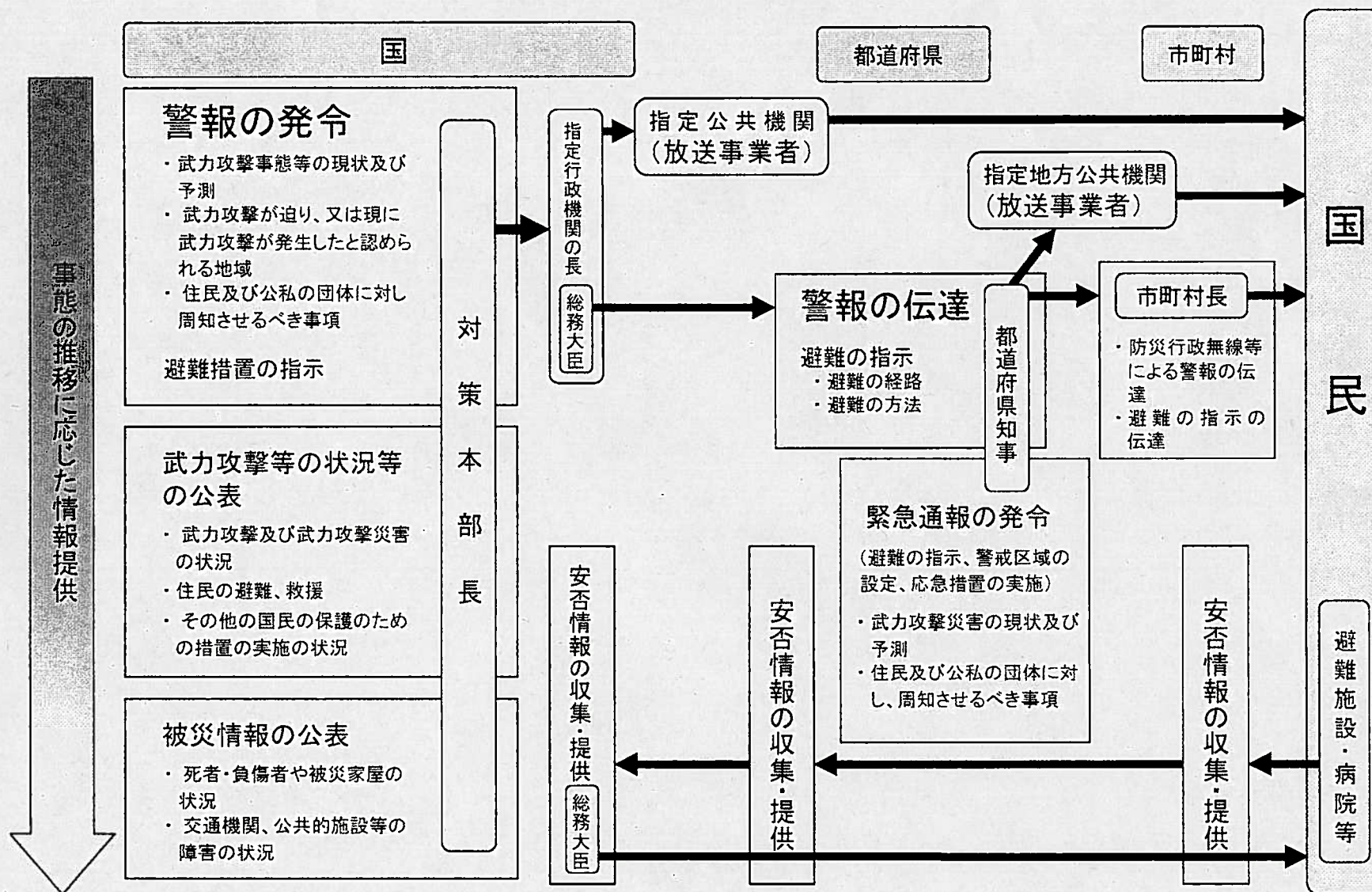


武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

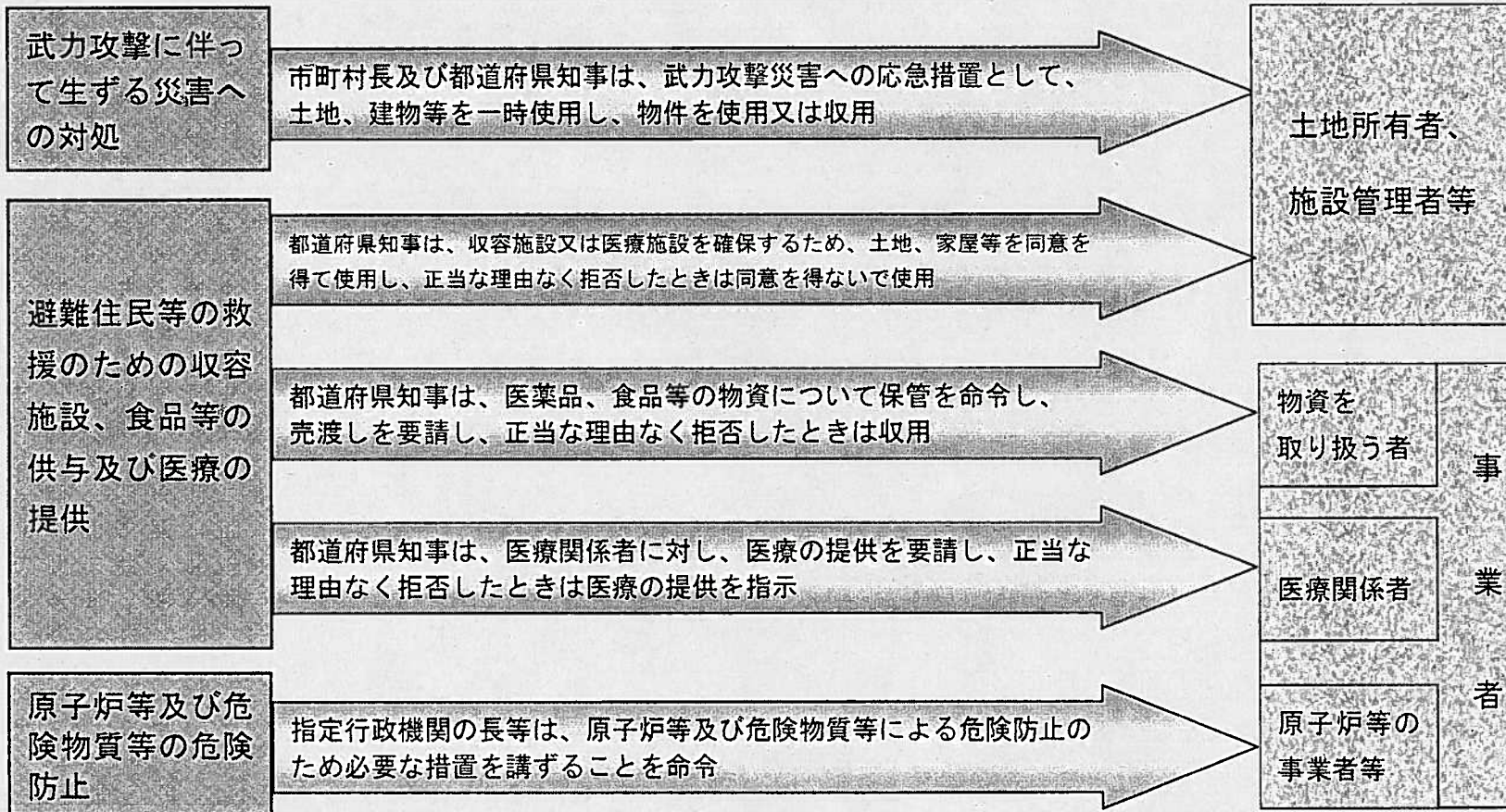
国民への情報の提供



※ 国、地方公共団体等は、国民の保護のための措置に関連する情報の提供に当たって、放送、インターネットなど様々な媒体を活用することにより、情報の迅速かつ的確な提供に努力

国民の権利及び義務に関する措置

「武力攻撃事態等への対処においては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない、これに制限が加えられる場合にあっても、その制限は当該武力攻撃事態等に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。」（事態対処法第3条第4項）こととされており、この原則に基づき、国民の権利及び義務に関する措置については、限定的に規定する。



国民の協力

国民は、国及び国民の安全を確保することの重要性にかんがみ、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が対処措置を実施する際は、必要な協力をするよう努める（武力攻撃事態対処法第8条）



国民は、国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める（国民保護法第4条第1項）

国民保護法では、国民に協力を要請できる場合を限定

【協力の内容】

- ① 住民の避難や被災者の救援の援助（第70条第1項、第80条第1項）
- ② 消火活動、負傷者の搬送又は被災者の救助の援助（第115条第1項）
- ③ 保健衛生の確保に関する措置の援助（第123条第1項）
- ④ 避難に関する訓練への参加（第42条第3項）

○協力の要請を行う場合は、安全の確保に十分配慮（第70条第2項等）

○国民が協力の要請に応ずるか否かは任意とし、義務とはしない。

○国や地方公共団体は、要請に基づく協力により、国民が死亡・負傷等した場合は、その損害を補償（第160条）

○国や地方公共団体は、住民の自主的な防災組織やボランティアの国民の保護のための活動に対し、必要な支援を実施（第4条第3項）